

第58号（令和3年1月25日発行）	発行日 5日、15日、25日
横浜市報	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目次

頁

【告示】

△ 市会定例会の招集【総務局総務課】	3
△ 公印の改刻及び廃止【総務局行政・情報マネジメント課】	4
△ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【財政局税制課】	5
△ 新たに生じた土地の確認【市民局窓口サービス課】	6
△ 中区における町区域の変更【市民局窓口サービス課】	7
△ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】	9
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局こころの健康相談センター】	10
△ 公共下水道の供用開始【環境創造局管路保全課】	11
△ 終末処理場による下水の処理開始【環境創造局管路保全課】	12
△ 横浜市港湾施設条例別表第1第1号ア(ア)の表の規定に基づく岸壁の告示の一部改正【港湾局管財第一課】	14
△ 横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局管財第一課】	15

【公告】

△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民協働推進課】	16
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	18
△ 大規模小売店舗の廃止の届出【経済局商業振興課】	20
△ 環境影響評価準備書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】	21
△ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】	22
△ 同【環境創造局水・土壌環境課】	23
△ 同【環境創造局水・土壌環境課】	24
△ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】	25
△ 公園の区域の変更【環境創造局公園緑地管理課】	26
△ 排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】	27
△ 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】	28
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	29
△ 同【建築局調整区域課】	30
△ 同【建築局調整区域課】	31
△ 同【建築局調整区域課】	32
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	33
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	34
△ 同【建築局建築指導課】	35
△ 市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】	36
△ 大船駅北第二地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可に係る関係図書縦覧【	37

都市整備局市街地整備調整課】

【区告示】

- △ 地縁による団体の認可【都筑区地域振興課】 38

【区公告】

- △ 横浜市港南公会堂の指定管理者の指定【港南区地域振興課】 39
△ 市有財産への自動販売機設置に関する一般競争入札の施行【緑区地域振興課】 40

【水道局】

- △ 横浜市水道条例施行規程の一部を改正する規程【サービス推進課】 43
△ 横浜市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程【給水維持課】 51

【医療局病院経営本部】

- △ 横浜市医療局病院経営本部契約規程の一部を改正する規程【病院経営課】 52

【市会】

- △ 条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与【議事課】 53
△ 令和3年第1回市会臨時会会議事項（第1日）【議事課】 54
△ 令和3年第1回市会臨時会会議事項（第2日）【議事課】 55

告 示

横 浜 市 告 示 第 35 号

市 会 定 例 会 の 招 集

令 和 3 年 2 月 1 日 午 前 10 時 市 会 議 事 堂 に 市 会 定 例 会 を 招 集 す る 。

令 和 3 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横浜市告示第36号


公印の改刻及び廃止

次のとおり公印を改刻し、及び廃止する。


令和3年1月25日

横浜市長 林 文子

1 改刻

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市緑区長印（保険年金課専用）	令和3年 2月1日	 (方21ミリメートル)

2 廃止

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市緑区長印（保険年金課専用）	令和3年 2月1日	 (方21ミリメートル)

横 浜 市 告 示 第 37 号

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 指 定

横 浜 市 市 税 条 例 （ 昭 和 25 年 8 月 横 浜 市 条 例 第 34 号 ） 第 29 条 の 4 の
3 第 1 項 に 規 定 す る 控 除 対 象 寄 附 金 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 3 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

次 の 法 人 の 主 た る 目 的 で あ る 業 務 に 関 連 す る 寄 附 金 （ 横 浜 市 の 区
域 外 に 施 設 を 建 設 す る た め の 費 用 等 に 充 て る こ と を 目 的 と す る も の
を 除 く 。 ）

指 定 年 月 日	法 人 又 は 団 体 の 名 称	主 た る 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	寄 附 金 税 額 控 除 の 対 象 と な る 日 又 は 期 間
令 和 3 年 1 月 7 日	社 会 福 祉 法 人 龍 岡 会	青 葉 区 鴨 志 田 町 1,260 番 地	令 和 2 年 1 月 1 日

横浜市告示第38号

新たに生じた土地の確認

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、横浜市長から本市の区域内に新たに次の土地が生じたことを令和2年12月17日に確認した旨届出があった。

令和3年1月25日

横浜市長 林 文 子

確 認 の 対 象	地 積
中区南本牧4番の1から4番の3まで、 4番の7及び4番の8地先公有水面埋立地	139,559.85 m ²
中区南本牧7番の3、7番の7及び7番 の8地先公有水面埋立地	66,320.35
合 計	205,880.20

横 浜 市 告 示 第 39 号

中 区 に お け る 町 区 域 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、別図のとおり中区において町区域を変更する。

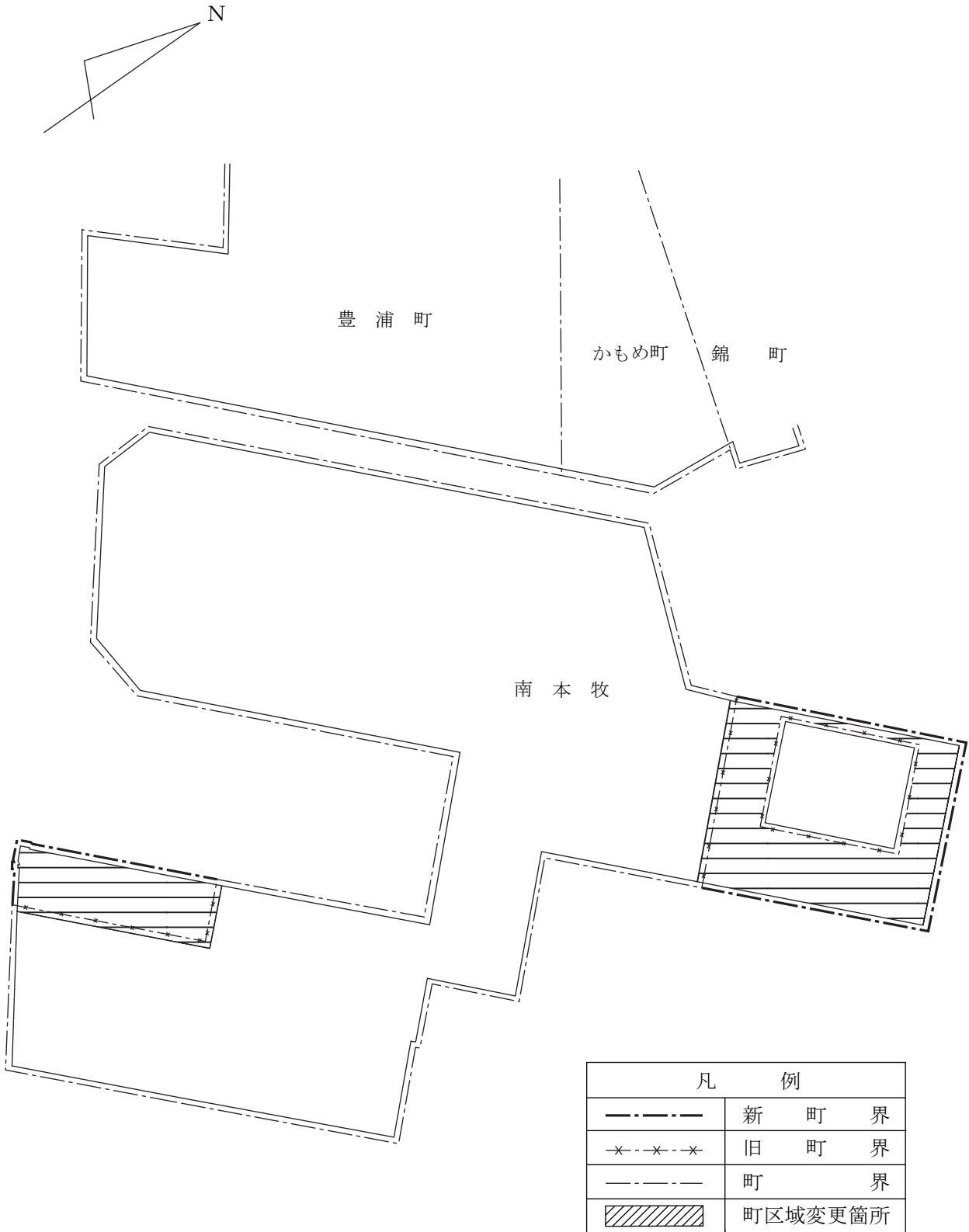
な お、この町区域の変更の効力は、令和3年1月25日から生ずる
ものとする。

令 和 3 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

中区における町区域の変更図

別図



横浜市告示第40号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定した。

令和3年1月25日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年1月1日	いずみ中央ひかり眼科	泉区和泉中央南五丁目4番13号	病院又は診療所
同	あおぞら新横浜クリニック	港北区篠原町3,014番地の3	同
同	ハックドラッグ東戸塚オーロラモール薬局	戸塚区品濃町537番地の1	薬局
同	あけぼの薬局神大寺店	神奈川区神大寺一丁目13番46号	同
同	ドラッグセイムス横浜平戸薬局	戸塚区平戸五丁目1番8号	同
同	クリエイト薬局青葉松風台店	青葉区桂台二丁目1番地の2	同
同	クリエイト薬局瀬谷阿久和店	瀬谷区阿久和西一丁目25番地の1	同
同	コクミン薬局鶴見店	鶴見区鶴見中央一丁目31番2号	同
同	みなづき薬局	港北区大倉山三丁目29番21号	同
同	共創未来横浜最戸薬局	港南区最戸一丁目3番9号	同
同	ひまわり調剤矢向薬局	鶴見区矢向二丁目17番5号	同
同	わかば薬局	戸塚区舞岡町29番地の15	同
同	ティエル訪問看護ステーション鶴見	鶴見区鶴見中央五丁目7番7号	訪問看護事業者
同	いろはかえで訪問看護ステーション	戸塚区戸塚町4,766番地	同

横 浜 市 告 示 第 41 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (精 神 通 院 医 療)
 の 変 更

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 (平 成 17 年 法 律 第 123 号) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (精 神 通 院 医 療) か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
令 和 2 年 10 月 1 日	有 限 会 社 四 季 美 だ る ま 薬 局	(新) 旭 区 四 季 美 台 16 番 地 の 5	薬 局
		(旧) 旭 区 四 季 美 台 37	
令 和 2 年 8 月 1 日	愛 を 繋 ぐ 訪 問 看 護 リ ハ ビ リ ス テ ー シ ョ ン	(新) 中 区 本 郷 町 3 丁 目 232 番 地 の 3	訪 問 看 護
		(旧) 中 区 本 郷 町 2 丁 目 32 番 地	
令 和 2 年 10 月 24 日	ナ ー ス 24 港 北	(新) 港 北 区 新 横 浜 二 丁 目 4 番 地 の 17	同
		(旧) 港 北 区 新 横 浜 三 丁 目 7 番 地 の 19	

横浜市告示第42号

公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和3年1月25日

横浜市長 林 文子

排水施設 の方式	下水を公共下水道に流入させなければならない区域	供用開始 年月日
合流式	鶴見区朝日町、江ヶ崎町、小野町、梶山の 一丁目、梶山二丁目、上末吉一丁目、上の 一宮二丁目、岸谷一丁目、北寺尾四丁目、北 寺尾六丁目、北寺尾七丁目、駒岡一丁目、 駒岡三丁目、駒岡四丁目、駒岡五丁目、汐 入町、獅子ヶ谷一丁目、獅子ヶ谷二丁目、 獅子ヶ谷三丁目、下末吉六丁目、鶴見中 二丁目、生麦三丁目、生麦四丁目、馬場一 丁目、馬場二丁目、馬場四丁目、東寺尾一 丁目、東寺尾二丁目、東寺尾三丁目、東寺 尾六丁目、東寺尾中台、東寺尾東台、弁天 町及び三ツ池公園の各一部	令和3年 1月25日
分流式	鶴見区梶山二丁目、北寺尾七丁目、駒岡 三丁目及び末広町の各一部 神奈川区片倉五丁目及び星野町の各一部 旭区今宿南町及びさが丘の各一部 磯子区峰町の一部 港北区篠原町の一部 青葉区鉄町及び田奈町の各一部 戸塚区上矢部町、品濃町及び平戸町の各 一部 栄区飯島町の一部 泉区和泉町の一部	

横浜市告示第43号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和3年1月25日

横浜市長 林 文子

終末処理場の名称	終末処理場の位置	終末処理場による下水の処理を開始する区域	処理開始年月日
横浜市環境創造局北部第一水再生センター	鶴見区元宮二丁目6番1号	鶴見区江ヶ崎町、梶山二丁目、上尾四丁目、北寺尾六丁目、北寺尾一丁目、駒岡四丁目、目谷二丁目、獅子ヶ谷三丁目、吉六丁目及びの各一部	令和3年1月25日
横浜市環境創造局北部第二水再生センター	鶴見区末広町1丁目6番地の8	鶴見区朝日町、小野町、岸谷一丁目、汐入町、末広町、鶴見中央二丁目、尾東台及びの各一部	
横浜市環境創造局神奈川水再生センター	神奈川区千代町1丁目1番地	鶴見区上の宮二丁目、生麦四丁目、馬場二丁目、東寺尾六丁目、東寺尾三丁目、東寺尾中台の各一部 神奈川区片倉五丁目及び星野町の各一部	
横浜市環境創造局金沢水再生センター	金沢区幸浦一丁目17番地	磯子区峰町の一部	
横浜市環境創造局港北水再生センター	港北区大倉山七丁目40番1号	港北区篠原町の一部	
横浜市環境創造局都筑水再生センター	都筑区佐江戸町25番地	旭区今宿南町及びさちが丘の各一部 青葉区鉄町及び田奈町の各一部	

横浜市環境 創造局西部 水再生セン ター	戸塚区東俣 野町 231 番 地	泉区和泉町の一部
横浜市環境 創造局栄第 二水再生セ ンター	栄区長沼町 82 番地	戸塚区上矢部町、品濃 町及び平戸町の各一部 栄区飯島町及び長沼町 の各一部

横 浜 市 告 示 第 44 号

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 別 表 第 1 第 1 号 ア (ア) の 表 の 規 定 に 基
づ く 岸 壁 の 告 示 の 一 部 改 正

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 別 表 第 1 第 1 号 ア (ア) の 表 の 規 定 に 基 づ く 岸 壁
の 告 示 (平 成 31 年 2 月 横 浜 市 告 示 第 105 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改
正 し、 令 和 3 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

令 和 3 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

表 中

「

同 10 号 岸 壁	同
本 牧 ふ 頭 A 突 堤 8 号 岸 壁	中 区 本 牧 ふ 頭
本 牧 ふ 頭 B 突 堤 1 号 岸 壁	同

」

を

「

同 10 号 岸 壁	同
本 牧 ふ 頭 B 突 堤 1 号 岸 壁	中 区 本 牧 ふ 頭

」

に 改 め る。

横浜市告示第45号

横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示（平成31年2月横浜市告示第102号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年1月25日

横浜市長 林 文子

第2項第2号の表中

「

貯木場護岸	中区新山下一丁目ほか	1,270
小型船係留施設護岸	中区本牧ふ頭	762

」

を

「

貯木場護岸	中区新山下一丁目ほか	1,270
本牧ふ頭A突堤南側基部護岸	中区本牧ふ頭	345
小型船係留施設護岸	同	762

」

に改める。

第3項第1号イの表中

「

同 7号岸壁	同	250	15	12.0
同 8号岸壁	同	250	15	12.0
同 基部岸壁	同	100	15	5.5

」

を

「

同 7号岸壁	同	250	15	12.0
同 基部岸壁	同	100	15	5.5

」

に改める。

公 告

横 浜 市 公 告 第 23 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 (平 成 10 年 法 律 第 7 号) 第 25 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 、 次 の 特 定 非 営 利 活 動 法 人 か ら 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

令 和 3 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
令 和 3 年 1 月 5 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 ミ リ ミ リ ケ イ キ	重 田 ひ と み	戸 塚 区 矢 部 町 74 番 地	こ の 法 人 は 、 子 ど も と そ の 保 護 者 に 対 し て 、 子 ど も が 健 全 に 育 成 し て い く こ と に 繋 が る 事 業 を 行 い 、 個 々 の 子 ど も 自 身 が 有 す る 育 つ 力 き を 十 分 に 引 き 出 す と と も に 子 ど も を 取 り 巻 く 環 境 が よ り 良 い も の に な っ て い く こ と に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す る 。
令 和 3 年 1 月 7 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 き ず な の 会	大 井 和 子	港 南 区 大 久 保 一 丁 目 20 番 39 号	本 会 は 、 次 に 掲 げ る こ と を 目 的 と す る 。 (1) 子 ど も 達 を 中 心 と し た 地 域 住 民 に 対 し て 、

			<p> 集団の中であらゆる、子どもたち、子育て活動、子どもたちの世代間交流の促進を図る。また、子どもたちの健全な成長を支援し、地域社会に貢献することを目的とする。 </p> <p> (2) スポーツを通して子どもが共に関わり、地域社会に貢献することを目的とする。 </p>
--	--	--	--

横浜市公告第24号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年1月25日

横浜市長 林 文 子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

横浜ワールドポーターズ
中区新港二丁目2番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社横浜インポートマート
代表取締役 吉野直樹
中区新港二丁目2番1号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社横浜インポートマート 代表取締役 高梨陽一 中区新港二丁目2番1号	株式会社横浜インポートマート 代表取締役 吉野直樹 中区新港二丁目2番1号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	山屋産業株式会社 代表取締役 小林義忠 中区新港二丁目2番1号 ほか42者	HEATH株式会社 代表取締役 小林義忠 中区新港二丁目2番1号 ほか66者

(4) 変更の年月日

令和元年9月18日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のためほか

2 届 出 年 月 日

令 和 2 年 12 月 18 日

3 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横 浜 市 公 告 第 25 号

大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和3年1月25日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
みなとみらいグランドセントラルタワー
西区みなとみらい四丁目6番2号
- 2 大規模小売店舗を廃止する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社
代表取締役 橋 本 勝
東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,420 m²
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
335 m²
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートル以下となる日
令和2年12月31日
- 6 変更する理由
入居店舗減少のため ほか
- 7 届出年月日
令和2年12月25日

横浜市公告第26号

環境影響評価準備書の縦覧

横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、横浜市現市庁舎街区活用事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があったので、条例第25条第1項の規定に基づき、当該準備書の写しを次のとおり一般の縦覧に供する。

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、条例第28条第1項の規定に基づき、縦覧期間内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年1月25日

横浜市長 林 文子

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
三井不動産株式会社（代表事業者）
代表取締役社長 菰田 正 信
東京都中央区日本橋室町2丁目1番1号
- 2 対象事業の名称
横浜市現市庁舎街区活用事業
- 3 対象事業が実施されるべき区域
中区港町1丁目1番地
- 4 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課
中区日本大通35番地
横浜市中区役所総務部区政推進課
西区中央一丁目5番10号
横浜市西区役所総務部区政推進課
南区浦舟町2丁目33番地
横浜市南区役所総務部区政推進課
- 5 縦覧期間
令和3年1月25日から令和3年3月10日まで

横 浜 市 公 告 第 27 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 3 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
鶴 見 区 弁 天 町 2 番 の 3 、 2 番 の 8 並 び に 2 番 、 2 番 の 1 及 び 2
番 の 2 の 各 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ク ロ ロ エ チ レ ン 、 1 , 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン 、 1 , 2 - ジ ク ロ
ロ エ チ レ ン 、 ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン 、 六 価 ク ロ ム 化 合 物 、 鉛 及 び そ
の 化 合 物 、 砒 素 及 び そ の 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物 、 ほ う 素
及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
六 価 ク ロ ム 化 合 物 、 鉛 及 び そ の 化 合 物 、 砒 素 及 び そ の 化 合 物 、
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物 、 ほ う 素 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 28 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 3 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
磯 子 区 新 杉 田 町 8 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 29 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 3 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
戸 塚 区 秋 葉 町 字 稻 荷 下 440 番 の 1 、 廣 町 444 番 の 2 及 び 神 楽 畑
474 番 の 1 の 各 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

横浜市公告第30号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年1月25日

横浜市長 林 文子

公園の名称	位置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
今宿神成谷第四公園	旭区今宿二丁目1番	別図のとおり 314 m ²	立入禁止	令和3年1月25日から令和3年3月31日まで
中希望が丘第三公園	旭区中希望が丘144番の6	別図のとおり 1,038 m ²	立入禁止	令和3年1月25日から令和3年3月31日まで
東希望が丘第八公園	旭区東希望が丘162番の20	別図のとおり 311 m ²	立入禁止	令和3年1月25日から令和3年3月31日まで

別図（省略）

横浜市公告第31号

公園の区域の変更

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年1月25日

横浜市長 林 文 子

公園の名称	位 置	変更に係る区域	面 積		変更年月日
			新	旧	
四季美台ふれあい公園	旭区四季美台72番の2	別図のとおり	12,724 m ²	12,618 m ²	令和3年1月25日

別図（省略）

横 浜 市 公 告 第 32 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 （ 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ） 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

令 和 3 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
00784	ミズテック株式会社	綾瀬市深谷上1丁目5番1号	令和2年12月25日

横 浜 市 公 告 第 33 号

建 築 協 定 認 可 に 係 る 建 築 協 定 書 の 縦 覧 及 び 公 開 に よ る 意
見 の 聴 取 の 開 催

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 70 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、つ っ じ が 丘 9 番 地 建 築 協 定 の 認 可 申 請 が あ っ た の で、次 の と お
り、同 法 第 71 条 の 規 定 に 基 づ き 関 係 人 の 縦 覧 に 供 す る と と も に、同
法 第 72 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 を 行 う。

こ の 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 に 出 席 し て 意 見 を 述 べ たい 者 は、縦 覧
期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に 申 し 出 な
け れ ば な ら ない。

令 和 3 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 縦 覧 期 間
令 和 3 年 1 月 25 日 か ら 令 和 3 年 2 月 22 日 ま で
- 2 縦 覧 場 所
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課
- 3 縦 覧 時 間
午 前 9 時 か ら 午 後 5 時 ま で
- 4 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 期 日
令 和 3 年 3 月 10 日 午 後 2 時
- 5 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 場 所
青 葉 区 市 ヶ 尾 町 31 番 地 の 4
横 浜 市 青 葉 区 役 所 4 階 405 会 議 室

横 浜 市 公 告 第 34 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 元 年 11 月 25 日 第 31 開 209 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 高 島 一 丁 目 1 番 2 号
三 井 不 動 産 レ ジ デ ン シ ャ ル 株 式 会 社
執 行 役 員 横 浜 支 店 長 小 西 英 輔
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
神 奈 川 区 三 ツ 沢 中 町 80 番 の 14 、 80 番 の 22 及 び 89 番 の 6 の 各 一 部
、 90 番 の 2 、 90 番 の 6 の 一 部 並 び に 90 番 の 19 か ら 90 番 の 27 ま で

横 浜 市 公 告 第 35 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 元 年 12 月 24 日 第 31 開 1609 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 楠 町 14 番 地 の 5
株 式 会 社 ホ ー ム ラ ン ド
代 表 取 締 役 小 野 洋 一 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 岡 津 町 2,155 番 の 1 か ら 2,155 番 の 5 ま で 、 2,156 番 の 3
及 び 2,156 番 の 5 か ら 2,156 番 の 13 ま で

横 浜 市 公 告 第 36 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 2 月 25 日 第 31 開 1715 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
中 区 尾 上 町 3 丁 目 39 番 地
株 式 会 社 ル ー ク ・ リ ア ル エ ス テ ー ト
代 表 取 締 役 小 島 歩
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 荏 子 田 二 丁 目 17 番 の 23 か ら 17 番 の 27 ま で

横 浜 市 公 告 第 37 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 3 月 2 日 第 31 開 907 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 川 上 町 88 番 地 の 1
テ ィ ・ ワ ー ク ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 二 村 淳 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
磯 子 区 上 中 里 町 416 番 の 4 の 一 部 、 416 番 の 17 か ら 416 番 の 19
ま で 、 416 番 の 20 の 一 部 、 419 番 の 25 、 419 番 の 26 、 419 番 の 43
、 419 番 の 81 及 び 419 番 の 103 か ら 419 番 の 111 ま で

横 浜 市 公 告 第 38 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 2020 ・ 4 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 3 年 1 月 12 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
24.90 m
- 5 指 定 の 場 所
中 区 新 山 下 一 丁 目 1 番 の 90 、 1 番 の 91 、 1 番 の 135 か ら 1 番 の
137 ま で 及 び 1 番 の 356
- 6 申 請 者 の 氏 名
大 和 ハ ウ ス 工 業 株 式 会 社 横 浜 支 社
支 社 長 内 山 全 浩

横 浜 市 公 告 第 39 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 41 ・ 91 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 3 年 1 月 12 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.60 m 及 び 6.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
216.00 m
- 5 廃 止 の 場 所
保 土 ヶ 谷 区 法 泉 二 丁 目 263 番 の 12 地 先 か ら 276 番 の 214 地 先 ま
で 及 び 263 番 の 12 地 先 か ら 276 番 の 219 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 40 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 1 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 36 ・ 33 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 3 年 1 月 12 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
40.80 m
- 5 廃 止 の 場 所
泉 区 中 田 北 三 丁 目 3,387 番 の 11 地 先 か ら 3,387 番 の 15 地 先 ま で

横浜市公告第41号

市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可
都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年1月25日

横浜市長 林 文子

- 1 組合の名称
大船駅北第二地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成27年1月23日から令和5年10月31日まで
- 3 施行地区
栄区笠間一丁目 1,049 番の3、1,050 番の1の一部、1,050 番の2の一部、1,107 番の8の一部、1,112 番の2の一部、1,112 番の4、1,113 番の1の一部、1,117 番の3、1,118 番の3、1,119 番の1、1,120 番の2、1,120 番の3の一部、1,121 番の2の一部、1,121 番の3の一部及び無地番並びに笠間二丁目 838 番の6から838 番の8まで、838 番の10、991 番の1、991 番の2、991 番の4、991 番の5、991 番の7、991 番の8、992 番の2、992 番の5、996 番の1、996 番の3から996 番の7まで、996 番の9から996 番の11まで、996 番の13から996 番の30まで、1,043 番の1から1,043 番の5まで、1,043 番の13、1,043 番の15、1,044 番の1から1,044 番の3まで、1,045 番の2、1,046 番の1から1,046 番の5まで、1,047 番の1から1,047 番の10まで、1,048 番の1から1,048 番の4まで、1,048 番の6、1,048 番の8、1,049 番の1、1,049 番の2、1,049 番の4、1,049 番の5、1,050 番の6、1,050 番の7、1,112 番の1、1,112 番の5、1,112 番の16から1,112 番の19まで、1,113 番の4、1,116 番、1,117 番の1、1,118 番の1、1,121 番の1及び無地番
- 4 事務所の所在地
鎌倉市大船1丁目7番5号
- 5 設立認可の年月日
平成27年1月23日
- 6 定款及び事業計画変更の認可年月日
令和3年1月25日

横 浜 市 公 告 第 42 号

大船駅北第二地区市街地再開発組合の定款及び事業計画
の変更認可に係る関係図書の縦覧

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用
する同法第19条第1項の規定により、大船駅北第二地区市街地再開
発組合の定款及び事業計画について変更認可の公告をしたので、同
条第4項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月25日

横 浜 市 長 林 文 子

1 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市都市整備局市街地整備部市街地整備推進課

2 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日
及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定す
る休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

区 告 示

都 筑 区 告 示 第 1 号

地 縁 に よ る 団 体 の 認 可 (令 和 3 年 1 月 8 日 掲 示 済)

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す
る 地 縁 に よ る 団 体 と し て 、 次 の と お り 認 可 し た 。

令 和 3 年 1 月 8 日

横 浜 市 都 筑 区 長 中 野 創

1 名 称

勝 田 南 町 内 会

2 規 約 に 定 め る 目 的

本 会 は 、 会 員 相 互 の 交 流 促 進 や 住 環 境 の 整 備 、 非 常 時 対 応 へ の
備 え な ど を 通 じ て 、 明 る く 、 安 心 ・ 安 全 な 街 づ く り を 目 指 す こ と
を 目 的 と し 、 次 の 事 業 を 行 う 。

- (1) 会 員 間 の 連 絡 、 協 調 、 親 睦 に 関 す る こ と
- (2) 清 掃 、 美 化 、 健 康 増 進 等 の 環 境 整 備 に 関 す る こ と
- (3) 防 火 、 防 災 、 防 犯 、 交 通 安 全 に 関 す る こ と
- (4) 勝 田 南 町 内 会 館 の 維 持 管 理 に 関 す る こ と
- (5) そ の 他 、 本 会 で 必 要 と 認 め た 事 業

3 区 域

都 筑 区 勝 田 南 1 丁 目 及 び 2 丁 目 (た だ し 、 ラ イ オ ン ズ ヴ ィ ア ー
レ 港 北 ニ ュ ー タ ウ ン を 除 く)

4 事 務 所

都 筑 区 勝 田 南 二 丁 目 8 番 21 号

5 代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所

浅 岡 昇

都 筑 区 勝 田 南 1 - 7 - 3

6 裁 判 所 に よ る 代 表 者 の 職 務 執 行 停 止 の 有 無 並 び に 職 務 代 行 者 の
選 任 の 有 無

無

7 代 理 人 の 有 無

無

8 認 可 年 月 日

令 和 3 年 1 月 8 日

区 公 告

港 南 区 公 告 第 4 号

横 浜 市 港 南 公 会 堂 の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 244 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に
基 づ き 、 横 浜 市 港 南 公 会 堂 の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の 者 を 指 定 し た
。

令 和 3 年 1 月 25 日

横 浜 市 港 南 区 長 今 富 雄 一 郎

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
中 区 山 下 町 1 番 地 シルクセンター内	株 式 会 社 清 光 社 代 表 取 締 役 鈴 木 真	横 浜 市 港 南 区 総 合 庁 舎 整 備 事 業 に よ り 整 備 す る 横 浜 市 港 南 公 会 堂 の 供 用 開 始 の 日 か ら 令 和 8 年 3 月 31 日 ま で

緑区公告第1号

市有財産への自動販売機設置に関する一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年1月25日

契約事務受任者

横浜市緑区長 岡田 展生

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有財産への飲料自動販売機の設置

(2) 物件の所在等

物件番号	所在	施設名	貸付面積 (m ²)
02-81-001 (2 台)	緑区長津田二丁目 1番3号	横浜市緑区民 文化センター	3.00

(3) 最低歩合率

物件番号02-81-001販売実績の20%以上

(4) 貸付期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

(5) 入札に付する条件

市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領による。

2 入札参加資格者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱(以下「指名停止措置要綱」という。)に基づく一般競争参加及び指名停止の措置を受けていない者であること。または、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、指名停止措置要綱別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。

(3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。

(4) 本要領記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件(入札物件)に飲料(酒税法(昭和28年法律第6号)による酒類又はその類似品を除く。以下同じ)等を販売する自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」(以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。)を行う資力、能力等を有する者であること。

- (5) 平成30年度及び令和元年度において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
 - (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
 - (7) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
- 3 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領の交付
- (1) 交付期間
令和3年1月25日から令和3年2月15日まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
 - (2) 交付時間
午前8時45分から午後5時00分まで（ただし、正午から午後1時を除く。）
 - (3) 交付場所
緑区寺山町 118 番地
横浜市緑区総務部地域振興課（横浜市緑区役所 4 階 41 番）
電話 045(930)2238
※横浜市ホームページ「入札・契約」情報（次のアドレス）からダウンロードも可能である。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2021/sonota/>
- 4 入札参加申込の受付
- (1) 受付期間
令和3年1月25日から令和3年2月15日まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
 - (2) 受付時間
午前8時45分から午後5時00分まで（ただし、正午から午後1時を除く。）
 - (3) 受付場所
緑区寺山町 118 番地
横浜市緑区総務部地域振興課（横浜市緑区役所 4 階 41 番）
電話 045(930)2238
- 5 入札日時及び場所
令和3年2月25日 午前11時
緑区寺山町 118 番地
横浜市緑区役所 4 階 会議室 4 A
- 6 入札保証金
免除
- 7 次の入札は無効とする。
- (1) 第2項の資格条件を満たさない者が行った入札
 - (2) 市有財産飲料自動販売機入札募集要領における入札要領第7

- 条に定める入札
- 8 契約書作成の要否
- 横浜市が定める貸借契約書による契約書の作成を要する。

水道局

横浜市水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年1月25日

横浜市水道事業管理者
水道局長 大久保 智 子

水道局規程第1号

横浜市水道条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市水道条例施行規程（昭和33年6月水道局規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（用語の定義）

第2条 この規程における用語の意義は、条例の例による。

第3条 削除

第5条の見出し中「申込」を「申込み」に改め、同条第1項中「の申込」を「の申込み」に改める。

第6条第2号中「給水装置所有者」を「所有者」に、「または」を「又は」に、「代る」を「代える」に改める。

第7条中「申込を」を「申込みを」に改める。

第10条第1項第4号中「管理者が定める単価に基づき積算した額又は道路の幅員及び舗装種別ごとに管理者が定める」を「管理者が定める工種ごとの単価に数量を乗じて得た額の合計」に改め、同条第2項中「第10条」を「前項」に改める。

第12条ただし書中「給水装置の」を削り、「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。

第13条の2中「水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）」を「規則」に改める。

第14条の見出しを「給水の申込みの様式」に改め、同条中「申込」を「申込みを書面で行う場合」に改め、「、第8号様式の3」を削る。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第15条の2の見出し中「呼び径」を「口径」に改め、同条第1項中「呼び径」を「口径（メートルの接続端の概略寸法を表したものをいう。）」に、「使用水量等により」を「使用水量等に基づき、」に改め、同条第2項を削る。

第16条各号列記以外の部分中「届出」の次に「を書面で行う場合」を加え、同条第1号中「給水申込書（再開）（第8号様式の3）」

」を削り、同条第1号の2中「給水装置の」を削る。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

第19条の2の見出し中「家事用料金」を「共同住宅の基本戸数」に改め、同条第1項中「使用者」の次に「又は総代人」を加え、「できる」を「するため、」に、「世帯主が記載された住民票の写し（以下「住民票の写し」）」を「世帯主名及び続柄が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し等」）」に改め、同条第2項中「使用者」の次に「又は総代人」を、「住民票の写し」の次に「等」を加え、同条第3項中「家事用」を「一般生活用」に改め、「住民票の写し」の次に「等」を加える。

第20条を次のように改める。

（使用水量の認定基準等）

第20条 条例第29条第1項の規定による使用水量の認定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 条例第29条第1項第1号の規定に該当する場合
メーターに異状があったときは、メーター取替後の使用水量を基礎として日割計算により、異状があった期間の使用水量を認定する。
- (2) 条例第29条第1項第2号の規定に該当する場合
メーターが設置されていないときは、1世帯1月の使用水量を8立方メートルとする。ただし、月の中途において給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止した場合、使用日数が15日を超えないときは、4立方メートルとする。
- (3) 条例第29条第1項第3号の規定に該当する場合
漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、前2月又は前年同期における使用水量等を勘案して当該月の使用水量を推定し、その他の事実を考慮して当該月の使用水量を認定する。
- (4) 条例第29条第1項第4号の規定に該当する場合
ア 1個のメーターで一般生活用と一般生活用以外で使用している場合は、使用者又は総代人の申請により、一般生活用と一般生活用以外に区分し、使用者の業態、世帯数その他を考慮してそれぞれ使用水量を認定する。
イ 前アに定めるもののほか、使用水量を認定する必要がある場合は、管理者が定める。

2 条例第29条第2項の規定による用途の区分等については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 一般用と公衆浴場用とが併用されるとき用途の区分は、一般用とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるとき

は、公衆浴場用とする。

- (2) 条例第29条第2項ただし書の規定による使用水量は、使用者の業態、世帯数その他を考慮して認定する。

第20条の次に次の1条を加える。

(料金算定の特例)

第20条の2 条例第31条第2項の規定により、条例第30条で規定する方法以外の方法で料金の算定をする場合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 一つの施設で管理者が別に定める基準に基づき、複数の給水装置により給水を受ける場合の料金は、第26条第1項の表に掲げる専用給水装置の用途及び設置されているメーターのうち、一番大きい口径の区分に応じ同表に掲げる基本料金の額と、設置されている全てのメーターで計量した使用水量を合計した総使用水量について同表に掲げる従量料金の額との合計額に1.1を乗じて得た額とし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (2) 前号に定めるもののほか、条例第30条で規定する方法以外の方法で料金を算定する必要がある場合は、管理者が定める。

第21条の2中「呼び径が200以上」を「口径が200ミリメートル以上」に、同条の表中「呼び径」を「口径」に、「200」を「200ミリメートル」に、「250」を「250ミリメートル」に、「300」を「300ミリメートル」に改める。

第21条の3中「第5項」の次に「ただし書」を加える。

第21条の4の見出し中「申込」を「申込み」に改め、同条中「申込を」を「申込みを」に改め、「横浜市水道」を削る。

第21条の5第1項中「申込（以下この条において「申込」）」を「申込み（以下この条において「申込み」）」に改め、同条第3項及び第4項中「当該申込」を「当該申込み」に改める。

第21条の6中「工事請負費」を「工事費」に改める。

第22条第1項の表料金の部(1)の項及び(2)の項中「掲げる額」の次に「（口径25ミリメートルの基本料金の欄に掲げる額を上限とする。）」を加え、同部(4)の項を削り、同部(5)の項中「消防署長」を「横浜市長」に、「り災」を「罹災」に改め、「掲げる額」の次に「（口径25ミリメートルの基本料金の欄に掲げる額を上限とする。）」を加え、同項を(4)の項とし、同部(6)の項中「その都度」を削り、同項を(5)の項とし、同表加入金の部(1)の項及び(2)の項中「、呼び径25」を「、メーターの口径25ミリメートル」に、「メーターの呼び径25」を「メーターの口径25ミリメートル」改め、同部(5)の項中「呼び径が25」を「口径が25ミリメートル」に改め、同部(6)の項中「その都度」を削る。

第23条中「給水装置の」を削る。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式 削除

第3号様式中「次の指定給水装置工事事業者に、下記事項を委任し、工事を申し込みます。」を「横浜市水道条例、横浜市水道条例施行規程その他横浜市水道事業管理者が定める規程に同意し、工事を申し込みます。また、工事の施行について、次の指定給水装置工事事業者に、次の事項を委任します。」に改める。

第8号様式及び第8号様式の2中「次の」を「横浜市水道条例、横浜市水道条例施行規程その他横浜市水道事業管理者が定める規程を契約内容とすることに合意し、次の」に、「呼び径」を「口径」に改める。

第8号様式の3を次のように改める。

第8号様式の3 削除

第8号様式の4中「次の」を「横浜市水道条例第23条第4号の規定に基づき、次の」に改める。

第9号様式中「次の」を「横浜市水道条例第23条第1号の規定に基づき、次の」に、「呼び径」を「口径」に改める。

第10号様式を次のように改める。

第10号様式(第16条第3号)

給水装置使用用途変更届

点 検	入 力 者	係 員	受信者			
				電 話	窓 口	現 場

(届出先)

横浜市水道事業管理者

横浜市水道条例第23条第2号の規定に基づき、次のとおり給水装置の用途を変更したいので届け出ます。

受付年月日	年 月 日	時 分
-------	-------	-----

お客様 番 号	区	管区	栓 番 号

届出人	氏名	
	電話	

(注意)太線の枠の中だけ記入してください。

届出年月日	年 月 日
-------	-------

お客様	住 所	
	氏 名	

給水装置場所	住 所	区 町 丁目 番 号
	共 同 住 宅 名	
	方 書	
	給水装置の番号	区 号

用途別	新 区 分	←	旧 区 分	数字を記入してください。
	0 : 一 般 用		7 : 公 衆 浴 場 用	
用途変更年月日		年 月 日		

検針 番号	区	簿 冊 番 号	点検順	sub

備 考

(A4)

第11号様式中「次の」を「横浜市水道条例第23条第3号の規定に基づき、次の」に改める。

第12号様式を次のように改める。

第12号様式(第16条第5号)

給水装置所有者変更届

(届出先)

横浜市水道事業管理者

届出年月日	年 月 日	
届出人	氏名	
	電話番号	

横浜市水道条例第23条第4号の規定に基づき、
給水装置の所有者を変更したいので届け出ます。

所有者を変更する給水装置	お客様番号	区	管区	栓番号
(第12号様式その2に記載) 他 件 枚				
給水装置所在地 (設置されている場所)	区	町	丁目	番(番地) 号
	(建物名等)			
新所有者	フリガナ 氏 名			
	住 所	〒	—	都道府県 市 区 町 丁目 番(番地) 号 (建物名等)
	連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> その他()	電話番号	
前所有者	氏 名			
		印		

(注意)

- 1 太線の枠内の届出に必要な項目を記入してください。
- 2 前所有者が所在不明その他の理由により、その者の署名又は記名押印が得られないときは、これに代えて新所有者が所有権を取得したことを証する書類を提示してください。
- 3 本届書に係る権利関係について、後日利害関係人等から異議の申出があっても、水道局は、その責任を負いません。

工事受付番号	年度	号(引込管のみ)	私有管・管路番号	町	丁目	号
備 考						

法務局	出張所	その他権利関係照合事項
年 月 日	号照合済	<input type="checkbox"/> 誓約書等
登記		<input type="checkbox"/> その他()

受 付 印

図面担当者	入力者	受付者

(A4)

第14号様式中「第7号」を「第6号」に、「次の」を「横浜市水道条例第23条第5号の規定に基づき、次の」に改める。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この規程は、令和3年7月1日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この規程による改正後の横浜市水道条例施行規程第22条第1項の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金の減免について適用し、施行日前の使用に係る水道料金の減免については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して給水を受けている者に係る水道料金であって、施行日以後初めてその額が確定するものについては、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

横浜市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程
をここに公布する。

令和3年1月25日

横浜市水道事業管理者
水道局長 大久保 智 子

水道局規程第2号

横浜市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正
する規程

横浜市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年4月水道局
規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3号様式中「印」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

医 療 局 病 院 経 営 本 部

横浜市医療局病院経営本部契約規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年1月25日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 平原 史 樹

医療局病院経営本部規程第1号

横浜市医療局病院経営本部契約規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部契約規程（平成17年3月病院経営局規程第32号）の一部を次のように改正する。

第19条第1号中「10分の7」を「10分の7.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の横浜市医療局病院経営本部契約規程の規定は、この規程の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

市会

横浜市会告示第1号（令和3年1月6日掲示済）

条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づき、次のとおり条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により告示する。

令和3年1月6日

横浜市会議長 横山 正人

1 日時

令和3年1月7日午前10時

2 場所

中区本町6丁目50番地の10 横浜市会議事堂5階 委員会室2

3 件名

横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例の制定

4 人数

6人以内

5 意見を述べる時間

30分以内（各陳述者の合計時間）

令和3年第1回市会臨時会会議事項（第1日）

- 1 開会日時 1月6日 午前10時01分
- 2 出席議員 86人
- 3 会議のてん末 次のとおり

会期の決定

1月6日から1月8日までの3日間と決定

市第100号議案 横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例の制定

以上関係常任委員会に付託

- 4 散会時刻 午後3時01分

令 和 3 年 第 1 回 市 会 臨 時 会 会 議 事 項 (第 2 日)

- 1 開 議 日 時 1 月 8 日 午 後 2 時 00 分
- 2 出 席 議 員 86 人
- 3 会 議 の て ん 末 次 の と お り

市 第 100 号 議 案 横 浜 市 に お け る カ ジ ノ を 含 む 統 合 型 リ ゾ ー ト
施 設 (I R) 誘 致 に つ い て の 住 民 投 票 に 関 す
る 条 例 の 制 定

以 上 (付 託 分) 委 員 会 報 告 ど お り 否 決

請 願 第 60 号 I R 誘 致 の 賛 否 を 問 う 住 民 投 票 条 例 の 制 定 に
つ い て

請 願 第 61 号 住 民 投 票 条 例 の 全 会 一 致 に よ る 制 定 に つ い て

請 願 第 62 号 I R ・ カ ジ ノ の 是 非 を 問 う 住 民 投 票 条 例 の 全
会 一 致 に よ る 制 定 に つ い て

以 上 3 件 (付 託 分) 委 員 会 報 告 ど お り 不 採 扱

- 4 閉 会 時 刻 午 後 4 時 11 分